○関東地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画都市高速鉄道事業第十号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区大原一丁目、大原二丁目、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、赤堤四丁目、赤堤五丁目、桜上水四丁目、桜上水五丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、八幡山三丁目、上祖師谷一丁目、給田一丁目、給田二丁目、給田三丁目、南烏山一丁目、南烏山二丁目、南烏山三丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、南烏山六丁目、渋谷区笹塚一丁目、杉並区下高井戸一丁目及び上高井戸一丁目地内

使用の部分　東京都世田谷区大原二丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目地内

○関東地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第三号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区給田三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第四号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区給田三丁目及び南烏山六丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第五号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区南烏山四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第六号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区南烏山一丁目、南烏山三丁目、南烏山四丁目及び杉並区上高井戸一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第七号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区上北沢四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第八号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区上北沢四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志